

富山県知事

新 田 八 朗 様

令 和 9 年 度
富山県に対する要望書



公益社団法人 富山県看護協会

令和9年度富山県への要望事項

当協会は、富山県からの各種補助や委託を受け、看護の質向上や看護職の労働環境改善等の事業を通じて、県民の健康及び福祉の向上に取り組んでいます。また、ナースセンター事業や訪問看護総合支援センター事業のほか、新興感染症のまん延や災害発生に備えた平時の活動にも努めているところです。

つきましては、更なる看護提供体制の充実・強化に向け、令和9年度富山県予算の編成等にあたり、次の事項について格段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

1 看護の質の向上について

新規1) 富山県における看護師資格の一本化に向けた准看護師の養成停止

我が国の看護師の資格取得に至る教育課程は多岐にわたる。先般、日本看護協会では、志願者の大学志向や18歳人口の減少による看護師養成所の深刻な定員割れ、また、臨床判断能力や地域で暮らす人々の理解とそこで行われる看護の強化を背景として、「看護師基礎教育の4年制大学化」を国に要望している。加えて、看護師を補助するものとして昭和26年に創設された准看護師制度について、その養成停止を求め続けている。

准看護師養成所の数は全国的に大きく減少しており、昨年4月時点でゼロが10県(近県では新潟、福井)、1か所が7府県(近県では三重、静岡)、2か所が本県を含む7県(近県では石川、愛知)と、2か所以下が過半数を占める。また、県内の入学者(R8年4月時点)は2校29名(R3は94名)と5年前の3分の1以下、定員充足率は26.4%(R3は85.5%)に減少し、再来年は1校のみとなる予定である。

准看護師の養成を停止し看護師資格に統一することは、看護の質の保証や医療の高度化・専門化への対応、社会的評価の向上、処遇改善、児童生徒の職業選択につながる等の効果が期待されるが、1996年当時の厚生省「准看護婦問題調査検討会報告書」において、「21世紀初頭の早い段階を目途に、看護婦養成制度の統合に努める」と提言されて以降、進展はない。

つきましては、県において、県内の看護師資格の一本化に向けた准看護師養成停止について、関係者による協議の場を持っていただきたい。

新規2) 多様化する看護ニーズに対応する看護職員資質向上への仕組みづくり

現在、国では新たな地域医療構想策定に合わせ、今後の看護職員に求める資質等を検討する「2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会」が開催されている。この検討会では、新人看護職員研修に訪問看護に関する内容を含める必要性や、療養者の暮らしに接する機会を増やし、地域全体で看護職員を育成する視点の重要性が論点となっている。

つきましては、今後の入院・外来・在宅医療及び訪問看護を含む介護分野に必要とされる看護職員の一層の資質向上に向け、所属施設を越えた人材育成や人事交流の促進など、「施設で育てる」体制から「地域で育てる」横断的な仕組みの構築に向け、県として関係者の意見やアイデアを聴取しつつ、その仕組みづくりを推進いただきたい。

継続3) 富山県立大学における認定看護師教育課程の開設

看護の質向上のためには、高度な知識を持った専門性の高い看護師の計画的な育成が必要である。中でも認定看護師は、専門分化が進む医療の現場において、熟練した看護技術と知識を有し、水準の高い看護実践を行っている。しかし、県内の公的病院では需要に供給が追いついていない状況が続いている。

当該資格を得るには、認定看護師教育課程を開設している大学等の教育機関において、看護分野ごとに 600 時間以上の認定看護師教育を受ける必要があるが、県内に開設機関はなく、県外での受講を余儀なくされている。

つきましては、地域および社会に貢献する看護人材の育成を担う県立大学において、現場ニーズの高い心不全看護や緩和ケア、認知症看護の認定看護師教育課程をぜひとも開設いただきたい。

2 看護職の働き方改革の推進について

新規1) 看護職員の需給推計と確保対策の一体的推進

新たな地域医療構想策定に向け、国では 2040 年を見据えた看護職員の需給推計に関する検討が行われている。人口減少が必至となる今後、看護職員の確保及び持続可能な働き方として、①短時間勤務や週 3 日勤務など多様な正職員制度の導入、②夜勤専従、日勤専従、時間帯・曜日限定勤務などシフトの細分化、③訪問看護・介護施設・外来・在宅支援など多様な働き方の組み合わせ、④看護DXやタスク・シフト/シェアー等の更なる推進が必要となる。また、常勤職員の確保が一層困難となる今後に向け、プラチナナースや潜在看護師等の就労が不可欠となる。

つきましては、本県の需給推計にあたっては、推計値の算出に留まることなく、前述の多様な働き方や業務改善を勘案した精度の高い需給推計となるよう考慮いただくとともに、特に小規模な医療圏や深刻な供給不足が懸念される訪問看護・介護分野において、需給推計と看護職員確保対策を一体的に推進いただきたい。

また、今年度から県において、看護職のスポットワーク等を支援する「富山マッチボックス」が開設されたが、十分な活用には至っていない。特に医療機関での活用について、求人側には業務の切り出し作業の手間や労働者が即戦力となり得るかの不安など、また求職側（看護職）には労働条件や労働環境、業務内容などへの不安があり、利用が伸びない要因となっている。

つきましては、労使双方の利便性や安心感の向上に向け、医療機関が活用できる好事例の紹介やガイドライン等の例示、医療機関向け説明会の開催、またスポットワークに親和性の高い診療所を対象に加えるなど改善いただきたい。

継続2) 子育て支援（放課後児童クラブや育児休業明けの保育園の確保）の充実

子育て中の看護職員が、安心して就労を継続できる環境づくりに向け、支援いただきたい。特に放課後児童クラブについては、地域によって、定員枠から外れたり、平日の終了時間に保護者の迎えが間に合わないこと、夏休み中の預かり時間の短縮などにより退職を

余儀なくされる職員が散見される。また、年度途中で育児休業が明ける職員が、保育園の受け入れ先が見つからないほか、通勤ルートから大きく外れた保育園を指定され、復職時期を延期する職員がいる。

つきましては、放課後児童クラブについて、①小学校新1年生の確実な利用受入れ、②夏季休業期間中の預かり時間の確保、③利用料金に係る保護者負担の軽減、④学年に応じた定員枠の拡充、加えて、年度途中の育児休業明けから利用可能な保育園の適正確保に努めていただきたい。

3 看護領域の開発・展開について

新規1) 医療的ケア児とその家族への在宅支援体制の充実

医療的ケア児支援法の成立から5年が経過し、在宅における医療的ケア児とその家族への支援環境の枠組みは整備されつつある。しかし、「医療的ケア児及びその保護者の意見を最大限に尊重する」こと、また、「居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにする」という法の基本理念とは隔たりがある。

なかでも、家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える短期入所については、保護者が希望する利用が叶わず、施設の都合に譲歩せざるを得ない実態がある。また、「医療的ケア児等コーディネーター」について、養成研修は行われているが修了者の有効な活用に至っていない。

つきましては、法の基本的理念に則り、医療的ケア児とその家族が求める短期入所等の拡充と地域格差の縮小、また、市町村における医療的ケア児等コーディネーターの活用促進について働きかけていただきたい。特に短期入所の拡充については、その絶対数確保に向けて、施設整備のための財政支援と人員確保を一体的に推進いただきたい。

新規2) 自治体保健師と災害支援ナース合同のD24H説明会・実践型ワークショップの開催

D24H (Disaster Digital Information System for Health and Well-being) は、大規模災害発生時における避難所や医療機関の状況・情報を集約し、関係機関や支援チーム間での共有・活用を目的として開発された統合情報管理システムである。「D24H運用要領」によれば、このシステムは、自治体職員に加え、DHEAT、DMAT、災害支援ナース等が活用することで、避難所等への保健医療福祉活動チームの割り振りや、各避難所の生活環境を評価し、対応すべき方策を速やかに決定・実行することが可能となる。

先の能登半島地震では、本会から派遣した災害支援ナースが2か月にわたり避難所等における支援活動を行ったが、その際、円滑な情報伝達が進まず、自治体保健師との連携や避難所での支援に手間取る場面があったとの報告を受けている。

そこで、昨年度より、D24Hの理解を深める自治体等への説明会が開催されていることから、本県においても当該説明会の開催に併せて、自治体保健師と災害支援ナースの連携を促進する実践型ワークショップ等を開催いただきたい。

一部新 3) 看護小規模多機能型居宅介護の整備及び広域利用の促進

2040 年に向け、医療処置が必要な在宅療養者に、訪問看護、訪問介護、通い、泊まりの 4 つの機能を柔軟に組み合わせたサービスを提供する看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」という。）の更なる需要拡大は必至とされているが、県内の整備は進んでいない（令和 8 年 4 月 1 日時点 富山市 5、高岡市 4、射水市 2、入善町 1 の計 12 事業所）。また、令和 7 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業調査報告書（看護小規模多機能型居宅介護の役割と設置促進に関する調査研究事業報告書）によれば、都道府県が看多機に期待することとして、「医療ニーズを有する中重度の要介護者の在宅での療養支援」が 8 割を超えていたこと、また、広域利用開始までに要する日数は平均 23.5 日であったものの約 4 割は 30 日を超えており、速やかな広域利用に至っていない。

つきましては、県として①看多機の整備促進、②看多機を必要とする県民が市町村を越えた広域利用が可能となるための事前同意の協議や調整等をお願いしたい。併せて、これらの県の支援策を第 10 期富山県介護保険事業支援計画に明記いただきたい。

令和 8 年 8 月 26 日

公益社団法人 富山県看護協会

会 長 岡 本 里 美